

非課税 かつ 青色事業専従者、事業専従者  
又は 合計所得金額48万円超の方向け

様式第3号(第6条関係)

【提出期限】令和7年10月31日(当日消印有効)

物価高騰対策臨時給付金(調整給付(不足額給付)分)申請書(請求書)

この給付金は、所得税・個人住民税所得割の定額減税において、自身が非課税であるため減税の効果を受け  
ておらず、納税義務者の定額減税における減税対象人数にも含まれず、かつ、低所得世帯向け給付金の支給  
対象世帯の世帯主・世帯員に該当しない方に、原則として4万円※を支給するものです。支給要件の詳細は裏面  
に記載しています。

※令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合は3万円。

(宛先) 佐倉市長

受付印

※ 本様式は、物価高騰対策臨時給付金(調整給付(不足額給付)分)の支給対象となり得る方で、申請が必要な方が使  
用するものです。支給確認書が届いた場合は、本様式を使用しないでください。

1. 申請・請求者

氏名	生年月日	現住所
フリガナ	大・昭・平	
	年 月 日	電話 ( )

※【代理人が申請を行う場合】

代理人氏名	代理人生年月日	代理人住所	支給対象者との関係 ○をつけてください。
フリガナ	大・昭・平	〒	1 法定代理人
	年 月 日	電話 ( )	2 その他 (続柄等)
上記の者を代理人と認め、 「物価高騰対策臨時給付金(調整給付(不足額給付)分)申請書(請求書)」の提出を委任します。		委任者(支給対象者)氏名 署名(又は記名押印) ㊟	
※法定代理人の場合、署名(又は記名押印)は不要			

2. 振込口座 (原則として、1. 申請・請求者 名義の口座)

※下欄に記載し、振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

【ゆうちょ銀行以外の金融機関口座への振込を希望する場合】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでご記入下さい)	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせてください。
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		
金融機関コード	支店コード			

【ゆうちょ銀行の口座への振込を希望する場合】

ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は ※欄にご記入下さい)	通帳番号 (右詰めでご記入下さい)	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせてください。
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入ください。	1 ※		

※ 長期間入出金のない口座を記入しないでください。

※ 金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、佐倉市社会福祉課臨時特別給付金担当(電話484-6496)にお問い合わせください。

3. 提出者署名欄

本申立ての内容に相違ありません。

令和 年 月 日 提出者氏名

裏面も必ずご確認ください。

**【誓約・同意事項】** ※全ての項目を確認し、□にチェック(レ)してください。

**□ 以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。**

- ① 物価高騰対策臨時給付金(調整給付(不足額給付)分)の支給要件※に該当します。又は、支給対象となることを事前に市に確認しています。なお、市が確認した結果、支給要件に該当しなかった場合は、給付金が支給されないことに同意します。  
※ 支給要件  
以下のいずれかの条件を満たすこと
  - ・ 地方税法第32条第3項及び第313条第3項の規定による青色事業専従者又は同法第32条第4項及び第313条第4項の規定による事業専従者で、定額減税及び当初調整給付の支給対象とならず、また、令和5年度、令和6年度の個人住民税非課税世帯又は個人住民税均等割のみ課税世帯に対する7万円又は10万円の給付金の支給対象世帯の世帯主・世帯員ではない。
  - ・ 令和6年分所得税に係る合計所得金額及び令和6年度分個人住民税に係る合計所得金額が48万円を超え、定額減税及び当初調整給付の支給対象とならず、また、令和5年度、令和6年度の個人住民税非課税世帯又は個人住民税均等割のみ課税世帯に対する7万円又は10万円の給付金の支給対象世帯の世帯主・世帯員ではない。
- ② 給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求めることに同意します。
- ③ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ④ この申請書は、市において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- ⑤ 市が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、市が定める期限までに、市が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、給付金が支給されないことに同意します。
- ⑥ 給付金の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。

◆ 申請に必要な提出書類は、下記のとおりです。  
(本様式への記入漏れや添付書類の不備があると、支給を受けられません。)

**提出書類** 記入・添付したらチェック欄(□)に✓を入れてください。

「物価高騰対策臨時給付金(調整給付(不足額給付)分)申請書(請求書)」への記入  
※本様式です。必要事項をご記入ください。

「1. 申請者」の記入

「2. 振込口座」の記入

「3. 提出者署名欄」の記入

代理人が提出する場合のみ。  
「※【代理人が申請を行う場合】」の記入

「【誓約・同意事項】」のチェック

『令和6年分所得税の源泉徴収票 又は 確定申告書の写し』の添付  
※ 受給要件の確認に必要な令和6年所得税額等がわかる資料を同封してください。

青色事業専従者または事業専従者の方のみ。  
『事業主の令和6年分所得税確定申告書 又は 青色事業専従者に関する届出書等の写し』の添付

令和6年1月2日～12月31日に当市に転入された方のみ。  
『令和6年度分個人住民税の納税通知書 又は 特別徴収税額通知書 などの写し』の添付

本人確認書類の添付  
※別紙「本人確認書類等貼付用紙」上段「本人確認書類」の欄内の説明を確認の上、貼り付けてください。  
※代理人が申請を行う場合は、本人分と代理人分の両方が必要です。

金融機関等の口座確認書類の添付  
※別紙「本人確認書類等貼付用紙」下段「金融機関等の口座確認書類」の欄内の説明を確認の上、貼り付けてください。

## 本人確認書類等貼付用紙

### 本人確認書類

・申請者の本人確認ができる書類を、この欄に貼り付けてください。

(代理人が申請を行う場合は、本人分と代理人分の両方が必要です。)

※運転免許証、マイナンバーカード(表面)、健康保険証、健康保険の資格確認書、年金手帳、介護保険証、在留カード、パスポート などの写し(いずれか1つ)  
(氏名・生年月日・住所の情報が確認できる部分の写しが必要です。)  
(マイナンバーの通知カードは本人確認書類に該当しませんのでご注意ください。)

※「【代理人が申請を行う場合】」の「支給対象者との関係」で

「1. 法定代理人」を選択した場合は、その証明書類の写しも貼り付けてください。

<例> ①成年後見登記制度に基づく登記事項証明書の写し

②代理権目録の写し(公的給付の受領に関する代理権の付与が確認できること)

※成年後見人の方が代理人の場合…①が必要です。

※保佐人・補助人の方が代理人の場合…①と②が必要です。

③戸籍謄本の写し(親権者の場合)(発行から6か月以内のもの)

### 金融機関等の口座確認書類

・「2. 振込口座」で記入した口座が確認できる書類を、この欄に貼り付けてください。

※通帳、キャッシュカード等、希望する受取口座の下記情報が分かるものの写し

- ・金融機関名、支店名
- ・預金種別
- ・口座番号
- ・口座名義(カナ)